

国民健康保険に関し「市民のいのちと暮らしを守るために」の陳情

〔願意〕

国民健康保険について、下記事項を実施願いたい。

1. 新型コロナウィルス感染症に関して

- ① 傷病手当金の対象者を、自営業やフリーランスなど、働いて収入を得ているすべての被保険者に広げること。
- ② 国民健康保険料の減免や支払猶予などの制度を、全ての被保険者に周知すること。国民健康保険料納入通知書に、一目で容易に認識できるようなお知らせを同封すること。

2. 基礎賦課額（医療分）の均等割3,000円引き上げを撤回すること。

3. 子どもの均等割を市独自に減免すること。

4. 国民健康保険料の滞納者に対し、「被保険者資格証明書」及び「短期保険証」の交付をやめ、すべての被保険者に正規の被保険者証を交付すること。

5. 新型コロナウィルス感染症に関わる療養以外の傷病に対しても、被用者保険と同様の傷病手当金を支給すること。併せて出産手当金を支給すること。

〔理由〕

国民健康保険は、国民皆保険制度の重要な柱を担っています。2020年4月30日現在、船橋市では、全世帯のおよそ3割が国民健康保険に加入しています。加入者の約6割が60歳以上で、約8割は所得が200万円未満であり、約6割は所得100万円未満、35%は所得なしという状態です（2018年6月2日現在）。無職や非正規雇用、自営業者の加入が多く、2019年6月、市内での国保料滞納率（世帯）は1.4%にものぼりました。

また最近では、新型コロナウィルス感染拡大防止に伴い、市内自営業者の収入が激減している状況であり、国保料の引き上げ実施は、倒産など暮らしを破壊することにつながります。

国民健康保険は、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）や組合管掌健康保険（組合健保）に比べ保険料が高い上に、収入のない子どもにまで均等割分の保険料が課されています。さらに、病気やケガのために就労することができない期間の生活を補償する、傷病手当金の支給がありません。また、出産のため就労することができない産前産後休暇期間の生活を支える、出産手当金の支給もありません。

以上のことから、上記の項目について実施を求めます。